

特定非営利活動法人 高松まちづくり協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、特定非営利活動法人 高松まちづくり協議会（以下、協議会とする）と称する

(目的)

第2条 この協議会は高松市および周辺各市町を中心に、行動し提言し発言し地域の未来に対して自ら責任を負う市民団体として市民主体のまちづくりを行うことを目的とする

(事務所)

第3条 この協議会は、主たる事務所を 高松市 に置く

(活動の種類)

第4条 この協議会は、第2条の目的を達成する為に、次の不特定かつ多数のものの利益増進に寄与することを目的とする事業を行う

- (1) まちづくりの推進を図る事業
- (2) 福祉の増進を図る事業
- (3) 社会教育の推進を図る事業
- (4) 文化・芸術またはスポーツの振興を図る事業
- (5) 環境の保全を図る事業
- (6) 災害救援事業
- (7) 国際協力の活動
- (8) こどもの健全育成を図る事業
- (9) 特定非営利活動およびボランティア・市民活動を行う団体の、運営または活動に関する連絡・助言または援助の活動

(事業の種類)

第5条 この協議会は第4条の活動を実施するに当たり、以下の種類の事業を行う

- (1) 調査研究および提言
- (2) 人材育成・研修
- (3) 啓蒙・啓発の為のイベント実施
- (4) 特定非営利活動およびボランティア・市民活動団体の協働支援およびネットワーク促進
- (5) その他、第2条の目的を達成するために必要な事業

(事業内容の制限)

第6条

- (1) この協議会の事業および活動において、特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職を言う）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む）もしくは公職にある者または政党を推薦し、指示し、またはこれらに反対することを目的とする行為は行わない
- (2) 宗教教義の布教、信者を教化育成する事を目的とする事業は行わない

第2章 会員

(会員の種別)

第7条 この協議会の会員は2種類（正会員および賛助会員）のみとする。また、その会員をもって協議会構成員（会員）とする。ただし、賛助会員の場合に限り、人格なき社団が会員となる場合には、その代表者をもって構成員とする

- (1) 正会員 この協議会の目的に賛同して入会した個人で、総会における議決権を唯一有するもの

- (2) 賛助会員 この協議会の目的に賛同して入会した個人または団体で、総会における議決権を有しないもの
- (3) 本定款に定める以外の会員に関する規定は理事会で別に定める

(会員の特典)

第8条

- (1) 会員はこの協議会が発行する情報、資料等の優先的配布を受けることができる
- (2) 会員はこの協議会が開催する委員会等に参加することができる
- (3) 会員はこの協議会が主催する講座等に参加することができる

(入会)

第9条 この協議会の会員になろうとする者は、この協議会の目的に賛同し、所定の入会申込書を事務局に提出のうえ、年会費の納入をもって入会したもとする

(会費)

第10条 会員は総会の決議を経て定められた年会費を納入する

(退会)

第11条 会員で退会しようとする者は、その旨を会長に届けて退会することができる

第12条 会員は次の各号の一つに該当したとき、退会したものとみなす

- (1) 半年以上会費を滞納したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう）またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下にあることが分かったとき
- (4) 第6条の事業内容の制限に抵触する活動を、会員が当協議会の活動において行つたと、理事会が認めるとき

(除名)

第13条 会員がこの協議会の名誉を傷つけた場合、総会の議決を経て除名することができる

(提供金品の不返還)

第14条 既納の会費その他の提供品はこれを返還しない

第3章 役員

(種別および選任)

第15条 この協議会に次の役員および監事を置く

- (1) 理事 5名以上15名以内
 - 1) 理事のうち、1名を会長（代表理事）に、2名を副会長とする
 - 2) 理事および監事は正会員の中から総会の議決により選任する
 - 3) 会長および副会長は理事会において互選する
 - 4) 理事および監事は相互にこれを兼ねることはできない
- (2) 監事 1名 ただし、監事は理事に含めない
 - 1) 監事は職員を兼ねることはできない

(職務)

第16条

- (1) 会長はこの協議会を代表しその業務を総理する
- (2) 副会長は会長を補佐し理事会の決定に基づきこの協議会の業務を処理し、会長に事故があるときはその職務を代行する

第17条 監事は次に挙げる業務を行うものとし、その遂行に当たって必要なときはいつでも理事に対して報告を求め調査することができる

- (1) 本法人の財産状況を監査すること
- (2) 理事の職務執行状況を監査すること
- (3) 財産の状況または業務の遂行に関する不正の事実を発見したときはこれを総会に報告すること
- (4) 前号の報告をするために必要なときは会長に対して総会の召集を請求することができる。請求後、2週間以内に召集手続きがなされないときは、自ら総会を召集することができる

(任期)

第18条 任期は以下の通りとする

- (1) 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない
- (2) 欠員の補充または増員による任期途中からの役員の任期は所定の任期の残期間とする
- (3) 役員は辞任または任期満了の場合でも後任者が決定するまではなおその任にあたるものとする

(解任)

第19条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、任期中であっても総会において、2分の1以上の議決に基づいてこれを解任することができる

- (1) 心身の故障の為職務の遂行に耐えられないと認められたとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
- (3) 公職選挙法にもとづき立候補したとき

(報酬)

第20条

- (1) 役員は原則無給とする
- (2) 役員には業務遂行に要した費用を支払うことができる

第4章 会議

(種別)

第21条 会議種別は以下の通りとする

- (1) 総会および理事会および委員会とする
- (2) 総会は通常総会および臨時総会とし正会員をもって構成する
- (3) 理事会は理事および顧問（顧問は役員としての議決権を有しない）、監事をもって構成する。
- (4) 委員会は正会員を中心に不特定多数を含めて構成する

(機能)

第22条

- (1) 総会はこの定款に規定するものの他、次の事項を議決する
 - 1) 年度収支予算・決算の決定
 - 2) その他理事会が必要と認める重要な事項
- (2) 理事会はこの定款に規定するものの他、次の事項を議決する
 - 1) 総会に付議すべき事項
 - 2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - 3) 事業計画の議決し、総会へ報告する事項
 - 4) その他この協議会の業務の執行に関する事項

(召集)

第23条

- (1) 会議は会長が召集する。
- (2) 会長は会議を召集するにあたって、会議を構成する正会員または理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容な

らびに日時・開催場所を5日前までに、文書または電子メールをもって通知する

(開催)

第24条

- (1) 通常総会は毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する
- (2) 臨時総会は次に挙げる場合に開催する
 - 1) 理事会が必要と認めた場合
 - 2) 正会員の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合
 - 3) 監事が要求した場合
- (3) 理事会は必要なときに随時開催する。

(定足数)

第25条 総会及び理事会は正会員および理事の2分の1の出席によって成立する

(議長)

第26条 会議の議長は、会長または副会長または会長の指名した者がこれにあたる

(議決)

第27条 総会または理事会の議事は、この定款に定める場合を除き出席した正会員または理事の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる

(書面表決等)

第28条 総会または理事会に出席できない正会員または理事は、予め通知された事項について書面でもって表決し、または、他の正会員または理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、当該正会員および理事は、第25条および次条以降の規定の適用において出席したものとみなす

(議事録)

第29条 議長は理事会または総会の議事録を作成し、議長および出席した正会員または理事のうちから、その会議において選任された議事録署名人2名が署名する

第5章 委員会・事務局・顧問

(委員会)

第30条

- (1) 通常事業の企画推進のため、この協議会に専門の委員会を置くことができる
- (2) 会員は第4条に定める目的の実行手段として自らの企画を理事会に提出し、理事会の承認をもって委員会を設置することができる
- (3) 委員会はその企画運営の責任者として委員長を置き、円滑な運営の助役として幹事を置くものとする。ただし、委員長・幹事は理事会が任免するものとする
- (4) 委員会がその設立目的を達したとき、および周辺環境に大きな変化が生じたとき、および止むを得ない事情があるものと理事会が承認したとき、委員会を解散する
- (5) その他の委員会に関する規定は理事会の議決によって別に定める

(設置および職員の任免)

第31条

- (1) この協議会に事務局を置く
- (2) 会長はこの協議会の事務局の運営を司るものとして事務局長を置く(ただし、役員には含めない)
- (3) 事務局は事務局長および必要に応じて職員若干名を置く
- (4) 事務局長および職員は会長が任免する

(組織および運営)

第32条 事務局の組織および運営に関し必要な事項は理事会の議決を経て会長が別に定める

(顧問)

第33条

- (1) 顧問について、総会にて認められたとき必要に応じ若干名おくことができる
- (2) 顧問は正会員または賛助会員から選出するものとし、役員には含めない
- (3) 顧問は理事会や諸会議に出席し、参考意見としてのアドバイスをを行うことができる

第6章 資産および会計

(資産の構成)

第34条 この協議会の資産は次の各号をもって構成する

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第35条

- (1) この協議会の資産は会長が管理し、その方法は理事会の議決による
- (2) この協議会の経費は資産を持って支弁する

(事業年度)

第36条 この協議会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる

(会計に関する事項)

第37条 この協議会の会計に関し以下のとおり特定非営利活動促進法第27条に掲げる原則に従い会計処理を行うこととする

- (1) この協議会の会計は特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする
- (2) この協議会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経たうえで、総会の承認を得なければならない
- (3) この協議会の事業報告書、収支決算書、貸借対照表および財産目録の決算に関する書類は、毎年事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない
- (4) 前項の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて支出することができる。ただし、この規定に関する収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす
- (5) 予算決議後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。ただし、予算の追加・更正を行った場合は、当該事業年度終了後の通常総会に報告する
- (6) 会計の決算上、余剰金を生じたときは次事業年度に繰り越すものとする

第7章 定款の変更および解散・合併

(定款の変更)

第38条 この定款は総会において、出席した正会員の2分の1以上の同意を経、所轄官庁の認証を得なければ変更する事はできない

(解散・合併)

第39条

- (1) この協議会の解散は、総会において出席した正会員の2分の1以上の同意を得なければならない
- (2) この協議会が解散したとき存する資産は、総会の決議を経て、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる者のうち、類似の目的を持つ特定非営利活動法人に寄贈するものとする
- (3) この協議会が合併しようとする時は、総会において1/2以上の議決を経、かつ所轄官庁の認証を得なければならない
- (4) この協議会の解散・合併について、総会にて議決したる時は、この協議会の掲示場に掲示するとともに、官報または新聞等を通じ広く一般に掲載して行う。

第8章 雑則

(委任)

第40条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める

附則

1. この定款は、この協議会の成立の日から施行する
2. この協議会の設立当初の役員および事務局長は次に掲げる者とする（2003年4月定期総会にて承認決議）

会 長	野崎 敬三
副会長	山下 和彦
	神代 和明
理 事	新名 孝司
	川野 恵司
	川越 幸一
	新谷 稔
	柘植 敏秀
監 事	二ノ宮 博之

事務局長 蓮井 孝明（事務局長は役員に含めない）
3. この協議会の設立当初の事業計画および収支予算は第20条の規定に関わらず設立総会の定めるところによるものとする
4. この協議会の設立当初の会計年度は、第33条の規定に関わらず、設立の日から翌年の3月31日までとする
5. この協議会の会費は次のとおりとする

正会員	3,000円/年
賛助会員 個人	2,000円/年
賛助会員 法人・団体	10,000円/年

以上